

(平成21年2月18日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認岐阜地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの 4件

厚生年金関係 4件

(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの 2件

厚生年金関係 2件

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認められることから、申立期間に係る脱退手当金の支給の記録を訂正することが必要である。

第2 申立ての要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和9年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和24年5月1日から29年1月31日まで
② 昭和30年5月1日から33年10月1日まで

私は脱退手当金を請求した覚えも無いし家族ももらっていない。姉も同じ会社へ勤務していたが、脱退手当金はもらっていない。会社からもらったものとしては、結婚のお祝いにミシンをもらったことぐらいで、脱退手当金はもらっていない。よって、申立期間について年金対象期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が勤務していたA社は、退職従業員に代わって脱退手当金を請求していないと回答をしており、脱退手当金を受給した者も、「自ら社会保険事務所に請求をした」と証言していることから、事業主により代理請求をしたとは考え難い。

また、申立人が勤務していた当該事業所の厚生年金保険被保険者名簿において、申立人と同様に脱退手当金を支給したことを表す「脱」表示がある者で、オンライン記録における脱退手当金の支給記録が無い者がいるが、その理由は不明であり、脱退手当金の支給に係る記録の管理が適切に行われていない可能性がある。

さらに、申立人の厚生年金保険被保険者名簿及び厚生年金保険被保険者台帳索引票の氏名は変更処理がなされておらず旧姓のままであり、申立期間の脱退手当金は旧姓で請求されたものと考えられるが、申立人は昭和33年10月19日に婚姻し、改姓していることから、申立人が脱退手当金を請求したとは考え難い。

加えて、脱退手当金が支給されたとする額は、法定支給額と 544 円相違している。

これらの理由及びその他の事情などを総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給したとは認められない。

第1 委員会の結論

事業主は、申立人が主張する昭和20年6月1日に厚生年金保険被保険者の資格を取得した旨の届出を社会保険事務所に行ったことが認められることから、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格の取得日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、申立期間の標準報酬月額については40円とすることが妥当である。

第2 申立ての要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和5年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和20年6月1日から同年9月19日まで

昭和19年4月から22年8月までA社で継続して勤務した。最初は同社B製作所C工場に勤務していたが、空襲により工場が壊れ、生産停止になったため、D県E郡にあった同社F製作所G工場へ異動した。申立期間についても厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

厚生年金保険被保険者台帳には、申立人が申立期間前に勤務していたA社B製作所C工場の資格喪失理由が転勤と記載されているほか、申立人が記憶していた厚生年金記録が継続している同僚は「C工場でもG工場でも一緒に働いていた」と証言しており、申立人が申立期間において同社F製作所に勤務していたことが認められる。

また、社会保険事務所が保管するA社B製作所C工場の厚生年金保険被保険者名簿に申立人の資格喪失日の記載は無く、申立期間に係る同社F製作所の厚生年金保険被保険者名簿、厚生年金保険記号番号順に整理された労働者名簿、社会保険庁が保管する厚生年金保険被保険者台帳及び社会保険庁のオンライン記録の年金加入記録がそれぞれ一致しないなど整合性の無い者が複数名存在している。

これらの事情を総合的に判断すると、社会保険事務所における年金記録管理が適切であったとは認め難く、申立人のA社F製作所における加入記録が失われたと考えるのが相当であり、事業主は、申立人が主張する昭和20年6

月 1 日に被保険者資格を取得した旨の届出を社会保険事務所に行ったことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、厚生年金保険被保険者台帳の申立期間前後の標準報酬月額から 40 円とすることが妥当である。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格取得日に係る記録を昭和39年4月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を2万4,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでない認められる。

第2 申立ての要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和22年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和39年4月1日から同年12月1日まで

昭和39年4月1日から同年12月1日まで、B県のC社の命令によりC社の社長の息子が経営するA社で間違いなく働いていた。その時の同僚に、D氏、E氏、F氏、G氏、H氏、I氏、J氏、K氏などがいた。中学卒業後から今日まで仕事をしなかったり、厚生年金保険料が控除されなかったことは無いので、厚生年金保険の期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間について、A社の事業所照会回答票には、事業所名称、所在地等は社版で押印されているが、その上段に「C社」としての記載があること、及び同社の回答から、申立人が申立期間前に勤務していたC社とA社は事業主が同一人であったこと、及び両事業所は関連会社であったことが確認できる。

また、A社から、資料は無いが申立人が両事業所に継続勤務していた旨の証言が得られた上、転勤により両事業所に勤務していた複数の同僚は、いずれも厚生年金保険の記録が継続している。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料及び周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立てに係るグループ会社に継続して勤務し、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

さらに、C社の申立人の被保険者原票には昭和39年4月1日を資格喪失日として健康保険証の返納の記載があること及び同僚の証言から、A社における資格取得日は同日であると認められる。

加えて、申立期間の標準報酬月額については、昭和39年12月の社会保険事務所の取得時の記録から2万4,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明としており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないとは判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、平成7年4月30日から8年1月1日までの期間において厚生年金保険の被保険者であったと認められることから、申立人のA社における資格喪失日に係る記録を8年1月1日に訂正することが必要である。

なお、申立期間の標準報酬月額を、平成7年4月から同年9月までの期間については34万円、同年10月から同年12月までの期間については32万円とすることが妥当である。

第2 申立ての要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和22年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成7年4月から同年12月まで

昭和63年11月にA社へ入社し、平成8年になって現場に呼び出しがあり、会社に戻ると、廃業するという説明を受け、最後の給与をもらった後、公共職業安定所で雇用保険の受給手続きをしたと記憶している。7年4月から同年12月までの期間は給与から厚生年金保険料が控除されていたので、空白の期間が存在するのは納得できない。厚生年金保険被保険者としての記録を回復してほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の記録により、申立人は、平成8年6月20日まで当該事業所に勤務していたことが確認できる。

また、申立人の同僚が保管していた平成7年4月から8年1月の給与明細書によると、申立期間について、同僚は厚生年金保険料が控除されていることが確認でき、当該同僚及び複数の同僚の証言から当該同僚と申立人の勤務形態及び職種は同一性があると考えられることから、申立人も同僚と同じく、申立期間について厚生年金保険料が事業主により控除されていたものと推認される。

しかし、社会保険事務所の記録では、申立人及び上記同僚を含む他の厚生年金保険被保険者11名について、当該事業所が厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなった日（平成8年1月1日）から約8月さかのぼった平成7年

4月30日付けで資格を喪失した旨の処理が行われ、この処理は、8年2月6日に行われている。また、資格喪失の処理に先立ち、平成7年度の定時決定記録の取消しを行っているが、この定時決定記録は平成7年9月14日に処理されており、遅延無く届出が行われたと考えられ、申立人だけでなく他の厚生年金保険被保険者11名についても平成7年度の定時決定記録の取消処理されたことが確認できる。このような記録訂正の処理を行う合理的な理由は見当たらず、当該処理に係る記録は有効なものとは認められない。

これらを総合的に判断すると、申立人について、平成7年4月30日に資格を喪失した旨の処理を行う合理的な理由は無く、上記資格の喪失処理は有効なものとは認められず、申立人の資格喪失日は、同僚の給与明細書において同年4月分から同年12月分までの厚生年金保険料の控除が確認できることから、当該事業所が厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなった8年1月1日と認められる。

また、申立人の標準報酬月額は、平成7年4月から同年9月までの期間については同年3月の社会保険事務所の記録から34万円、同年10月から同年12月までの期間については資格喪失処理時に取り消された平成7年度の定時決定記録の32万円とすることが妥当である。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立ての要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 16 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 37 年 4 月 1 日から 38 年 1 月 1 日まで

A社が社員を募集していることを実兄から聞き入社した。B社の商品をC県一円の会社と県内の一部地方公共団体などへ1台の自動車に2人乗り早朝より出かけたり、宿泊したりして販売していた。その後、同僚と昭和38年1月にB社に異動した。A社に勤めていた期間の厚生年金保険を認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の関連資料は無い。

また、A社の厚生年金保険適用期間は昭和36年11月1日から38年1月1日までの14か月間のみで、既に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、現存していない上、事業主は既に死亡しており証言は得られず、同僚からは「申立人は正規社員として勤務していた」との勤務実態の証言は得られるものの、申立人に係る厚生年金保険料の控除について確認することはできない。

さらに、社会保険事務所が管理している当該事業所の厚生年金保険被保険者名簿に申立人の記載は確認できず、健康保険番号は連番となっており欠番は無いことから、申立人の記録が欠落したものとは考え難い。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料、周辺事情は無い。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立ての要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 31 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 52 年 8 月から 53 年 2 月まで

A社には昭和 52 年 8 月から正社員として働いているのに、同年 8 月から 53 年 2 月までの加入記録が無いのはおかしい。空白の期間が存在することに納得できないので、厚生年金保険被保険者期間として記録を回復してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等関連資料は無い。

また、申立人が記憶している上司及び同僚の氏名がA社の厚生年金保険被保険者として記録されており、同僚の証言からも申立人が当該事業所に勤務していたことは認められるものの、事業主、上司及び同僚から保険料控除についての証言は得られない。

さらに、当該事業所における厚生年金保険被保険者の整理番号に欠番が無く、整理番号が連続していること、申立人の当該事業所における雇用保険の加入記録が無いこと、及び試用期間を1、2か月間設けていたことの証言などを併せ考えると、事業主による申立人の厚生年金保険資格取得届については、社会保険庁の記録どおりに届出がされたものと推認される。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。